

## 第 91 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 31 年 3 月 26 日（火）10 時 00 分～11 時 45 分
2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
小野裕美、柴田真里、高野一彦、竹内由美、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子
  - (2) 実施機関の職員  
行財政局主税部市民税課長  
保健福祉局保健所保健課長  
こども家庭局子育て支援部担当課長  
住宅都市局住宅部住宅政策課長  
地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課長  
地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立神戸アイセンター病院事務局長  
ほか
  - (3) 事務局の職員  
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長  
ほか
  - (4) 傍聴者  
なし
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①市民税サブシステムの再構築について
    - ②オーラルフレイルチェック事業の実施について
    - ③神戸市立保育所への保育所運営システムの導入について
    - ④神戸市子育て支援家賃補助制度及び神戸市子育て支援リノベーション住宅取得補助制度に係る申込受付について
    - ⑤脳画像解析システムの導入について
    - ⑥公的健診等受診者の眼底検査結果収集による医学的効果の実証について
  - (2) その他
    - ①処理システムへの情報項目の追加について（報告）
5. 議事要旨
  - (1) 審 議
    - ①市民税サブシステムの再構築について  
行財政局主税部市民税課から、市民税サブシステムの再構築に伴う個人情報の電子計算機処理について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。
- 委員 クラウド化で民間の ASP を使われるということですが、資料 1 2 ページの個人情報保護の項目で、ASP に関して記載がないようです。民間のサービスを利用するわけなので、この会社の情報保護に関する規定などを記載すべきではないのでしょうか。
- 市民税課 ASP の事業者は入札により決定しております。この会社は、すでに神戸市の LGWAN に接続している会社でして、実績があります。一定のセキュリティは担保されている、と考えております。
- 委員 既存システムでは、市民税サブシステムから異動データというものがマスターデータ側に行くようになっていました。ところが、再構築後は、特別徴収のところから異動データは行くようになっていますが、クラウドのところからのデータの流れて、異動データというのが抜けているように見えます。これで正しいのですか。
- 市民税課 クラウドから異動データは流れません。異動データは、市民税サブシステムの枠外になりますが、特別徴収支援システムの方から流れるだけになります。
- 委員 なぜ、DV 情報が税のシステムに必要なのですか。
- 市民税課 各種証明発行の際の職員への注意喚起を行うために、課税システムは元々 DV 情報を保持しております。このたび、市民税サブシステムの方でも DV 情報を表示できるようにして注意喚起を図り、DV 被害者の情報が漏れないようセキュリティの向上を図ろうとするものです。
- 委員 税金と DV は関係があるのですか。
- 委員 税の証明書の発行などは、同じ世帯だと取得できてしまうため、誤って被害者の居所が伝わってしまうリスクを減らす仕組みということでしょうか。
- 市民税課 おっしゃるとおりです。住民票と同様に、システムで発行禁止とか画面での注意喚起を行っております。他都市では、税や国保の窓口から情報流出の事故が生じている事例があります。
- 委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申案をまとめたいと思います。

現行の市民税サブシステムを、全国で実績のあるパッケージシステムを導入し、クラウドの活用や仮想化基盤の利用など、安全で確実な新システムへ再構築することは、情報セキュリティの向上やトータルコストの軽減に寄与すること、さらに個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思えます。

②オーラルフレイルチェック事業の実施について

保健福祉局保健所保健課から、オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う個人情報の利用、及び電子計算機処理について、条例第9条（利用及び提供の制限）、及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 見込み件数が31年度は300人で、32年度が2,000人なのは、31年度はフレイルチェックをされた方から選ぶので、母数がそもそも少ないからですか。32年度についてはもう少し広く市民に案内をしようということで、対象は65歳だけでも増えるということですか。
- 保健課 そのとおりです。31年度は、フレイルチェックを受診された方が約1,300人となり、その方々の中から同意をされた方を選んでいきますので、実際の対象者が限定されます。32年度以降は、65歳の市民の方が約2万人で、自分で歯科医院に行かれた方が対象となりますので、母数も多く、そのうち希望者は約2千人くらいであろうと想定しております。
- 委員 システム図の32年度のところで、こうべ健康いきいきサポートシステムの中に、住民基本台帳情報がシリンダー扱いになっていますが、これは随時必要なデータを住記システムから取ってくるのではなく、一括してデータを取得してシステム内にデータ保存するのですか。
- 住民課 住民基本台帳システムから共通基盤システムを経由して、こうべ健康いきいきサポートシステムの方にコピーデータを送っております。日次で送っているデータを蓄積してございまして、こうべ健康いきいきサポートシステムの中のサブシステムとして入っておりますオーラルフレイルチェックシステムが、住民の方にご案内を送る段階で、最新のデータで案内データを作成するという構成になっております。
- 委員 このシステムの中にデータを保持しているということですね。このデータのセキュリティは大丈夫ですか。

- 住 民 課 いきいき健康サポートシステムは、同じ神戸市のデータセンターに入っております。別のサブシステムも同じデータセンター内にあり、現行でもセキュリティを保った状態で運用が行われております。
- 委 員 オーラルフレイルチェックを65歳に設定されていますが、高齢化で平均寿命も90歳に届こうとしている中で、なぜこの年齢にされたのですか。少し若いのではないかなと思います。
- 保 健 課 要介護状態の前にフレイルの状態になり、その前にオーラルフレイルとなります。前駆的で予防的なものという趣旨で、前期高齢者の入り口である65歳を設定いたしました。
- 委 員 予防的なものというのわかります。段階的に進めようとしておられるようですが、2年がかりで慎重に進めていくことに何か意図があるのですか。
- 保 健 課 我々としては、保健や健康については予防の方から入っていきまして、病気になる前に段階的に入っていくのが大事だと考えております。また、条例に基づく別の審議会を設けておまして、オーラルフレイルとフレイルの関係性をきっちり把握し、どのような関係性があるのか、有効な証拠を見つけてからオーラルフレイルを行った方がより効果的ではないかという意見がありましたので、このような段階を踏んでおります。
- 委 員 一般的には、あまり知られていないということもありますね。フレイルとオーラルフレイルの違いも分からないという方も多いでしょうし。対象者の理解を得るためにも時間をかけて行うということですか。
- 保 健 課 その考えもあります。30年度と31年度は、歯科衛生士会と歯科医師会と一緒に歯科健診などの啓発事業も行っていくところです。一般に知られていないこともありますので、そちらの方も対象者を増やしていくことも大切なことだと考えております。
- 委 員 11ページに、大学に匿名化した突合データについて分析を委託とありますが、データを提供しているわけではないのですね。純粹に情報処理の分析の委託を行うということで、業務が終わったらデータは返してもらうという理解でよいですか。
- 保 健 課 はい。

- 委員 　　これまでオーラルフレイルというと、歯科健診に含まれてしまっていて、ピンとこなかったのですが、事業はよいことなので、ぜひ進めていただきたいと思います。医科だけ、歯科だけではなくて、なんとか流れを作っていただきたい。
- 保健課 　　ありがとうございます。連続性なども考慮しながら、関係機関と調整していきたいと思います。
- 委員 　　他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
- 65歳の神戸市民に対して、口腔機能の低下をチェックするオーラルフレイルチェック事業を実施することは、要介護状態に移行しやすいフレイルの前駆症状であるオーラルフレイルの早期発見と改善に寄与するものであり、市民サービスの向上に繋がると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といったしたいと思います。

### ③神戸市立保育所への保育所運営システムの導入について

こども家庭局子育て支援部振興課から、神戸市立保育所への保育所運営システムの導入に伴う個人情報の電子計算機処理について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 　　ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 　　今は、保育園の職員が登降園時のチェックを行われているということですね。
- 振興課 　　今は保護者の方が来られたら、時間や体温を書き込んで、一覧表で管理をしております。今後はカードを通すなどして、確認できるようにしていく計画です。
- 委員 　　職員の方も大変なので、私はこういう仕組みが導入されるのは賛成なのですが、駅とは異なり、カード等でチェックしなくても入れると思いますので、チェックするのを忘れるとか、どうしてもその仕組みにうまく対応できない保護者もいると思います。そのときは、別の方法で対処できるようにしていただけるのでしょうか。
- 振興課 　　運用の仕方でいろいろ工夫していくことになると思います。

- 委員 今のご質問は、IC カード等に慣れない方への対処の方法ということですか。
- 委員 慣れない方や、どうしてもしなければならなくても、しない、もしくはできない保護者がいて、特定されていくと思います。自分で行おうと思っても、すぐ忘れてしまう。たまたまうっかりということもあるでしょうし、また、どうしても苦手な方がいる可能性もありますので、最初は大変かもしれませんが、登降園時に気をつけていただきたいと思います。
- 振興課 いろんなご事情の方がいらっしゃると思います。例えば外国の方で、日本語で説明をしても理解していただけないので、母国語でご説明するとか。保護者の方々も今まで日々行ってきたことが変わってしまうので、そのあたりをスムーズに移行できるよう、運用の仕方が重要なことだと思っております。
- 委員 出勤のカードを通すのを、どうしても忘れる労働者の方もいますので、同じことが起きるのではと思っております。
- 振興課 他都市でも同じ状況にあることは聞き及んでおります。そういう事例も参考にしながら、また、1年間は2ヶ所で運用していきながら課題を整理しつつ、全市導入を検討していきたいと思っております。
- 委員 家庭の端末と保育所は、会話というかデータのやり取りはしないのですか。このシステム図では、保育所と家庭は離れているのですが。
- 振興課 データのやり取りは行われます。
- 委員 そのデータは必ずクラウドを介してですか。
- 振興課 必ずクラウドを介します。
- 委員 タブレットは建物内から持ち出さないと記載されていますが、これは紳士協定ですね。
- 振興課 紳士協定です。
- 委員 図ではタブレットは専用線になっているので、DHCPなどで繋がっていないのかなと思いました。
- 振興課 外に持ち出しても使えることは使えます。携帯電話と同じような回線にな

ります。持ち出さないというルールを運用上定めています。

- 委員 持ち出さない、というルールだけで大丈夫ですか。よくある話としては、学生の成績表が入ったノートパソコンを持ち出して、無くしてしまった。これは、持ち出してはいけないというルールがある状態でしたが、起きる事がある。こういうルールを決めるだけで大丈夫なのでしょうか。神戸市の中では、規定はどうなっていますか。
- 振興課 モバイルデバイスマネジメント機能は仕様書の中に書いてありまして、持ち出された場合を想定して、遠隔操作でその端末を使えなくするような機能はあります。趣旨として、災害時に避難所に行くときに持ち出したいという現場の意見がありまして、そのために二重の工夫をさせていただいています。
- 委員 7ページに外部委託に係る情報の保護の項目がありますが、外部委託はどの部分を想定されておられますか。
- 振興課 システムの構築から運用まで、ほぼ全て外部委託となります。
- 委員 タブレットからは、データサーバに入っているデータはすべて閲覧できるのですか。
- 振興課 管理者については全て閲覧できるよう権限の設定をしたいと考えています。
- 委員 権限の設定は変えられるということですか。
- 振興課 変えられます。
- 委員 タブレットは便利ですけど、管理するのは難しいところがありますね。以前の案件でも委員から質問がありました。今回、運用上の保護の項目に記載がありますが、保護者の動線上に放置しないとか細心の注意を払って管理するとか書かれているので、そのあたりが大事なところだと思います。そのあたりに気をつけていただきたいと思います。
- 振興課 わかりました。
- 委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。  
これまで紙媒体で運用してきた日誌作成や、園児情報の管理、保護者連絡等

について、新たに保育所運営システムを導入して、電子計算機処理することです。保育所と保護者が円滑・迅速にコミュニケーションをとることが可能となり、保護者の利便性の向上を図ることができること、また、保育所における業務の効率化と情報の共有・活用が促進されることにより、情報活用能力を強化し、保育に関する質及び安全性の向上が見込まれることから、公益に資すると認められます。さらに、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思いません。

④神戸市子育て支援家賃補助制度及び神戸市子育て支援リノベーション住宅取得補助制度に係る申込受付について

住宅都市局住宅部住宅政策課から、神戸市子育て支援家賃補助制度及び神戸市子育て支援リノベーション住宅取得補助制度に係る申込受付に伴う個人情報の電子計算機処理について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。
- 委員 家賃補助制度については、市内間の転居でもこの制度は適用されますか。
- 住宅政策課 適用されます。
- 委員 リノベーション補助制度の方については、適用対象となるのは、資料の2ページ目に記載されている3つの工事が要件である、ということですか。
- 住宅政策課 その通りです。
- 委員 それは子育て世帯支援ということで政策的に決定され、広めに認めるということなのでしょうか。
- 住宅政策課 そのとおりですが、実際には補助申請者の方から電子申請の後に、紙ベースで申請を受け付けることになり、そのときに詳しく説明していただくということになります。間取り変更など大きな工事をされた方についても、できるだけ対象にしていくということでございます。
- 委員 伴う工事ということは、工事の一部が無関係に見えても、この工事が含まれていれば対象になるということでしょうか。
- 住宅政策課 これらは全てにチェックが入っていることが必要ですが、子どもの安全が

確保できるということをご自身で判断いただいた上で、チェックしていただくということです。

○委員 ユニークで新しい制度だと思います。子育てをしている若い世代を神戸市に引き戻したいということですね。私もお尋ねしますが、5ページにある家賃補助制度の中の補助額補助件数で、住宅セーフティネット制度登録住宅で住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅、というのはどういうものか、もう少し具体的にご説明ください。

○住宅政策課 国で住宅セーフティネット法が整備され、そこで住宅確保要配慮者の定義がされております。高齢者、障害者、災害被災者などがあり、その一つに子育て世帯が含まれています。子育て世帯については賃貸住宅に入居するにあたって断られたりすることが背景にあります。そういった方たちの入居を拒みませんということで家主が登録をする制度があり、登録することによってそういう住宅であるということ国と一緒にPRしていけるという、家主にとってもメリットがある制度です。国が進めている制度なのですが、実際にはまだ登録件数が少ない状況でして、今後はこれらも進めていきたいと市としても考えております。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。  
兵庫県電子申請受付システムを利用して、神戸市子育て支援家賃補助制度及び神戸市子育て支援リノベーション住宅取得補助制度に係る事前申込みを受付けることにより、申込者の申請日時を整理することができ、先着順による申込受付を公平に行うことができること、また、インターネットの利用頻度が高い世帯にとって、申込受付が容易であることから、市民サービスの向上に資すると認められること、そして、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思いません。

#### ⑤脳画像解析システムの導入について

地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室情報戦略課から、脳画像解析システムの導入に伴う個人情報の電子計算機処理について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 個人情報を保護する意味で、不要になったデータは削除すべきだとは思

のですが、2週間でデータを削除して、診療には支障はないのですか。

- 情報戦略課 主には搬送されております急性期の患者であるため、2週間あれば十分であると考えております。
- 委員 これは脳梗塞の際に使用するシステムということですが、脳出血の際にも使えるこのようなシステムは、今後導入されていくのですか。
- 情報戦略課 脳梗塞への対処は、詰まった血管を再開通させる手術です。ただし、それをやり過ぎると脳出血してしまうので、どこまで再開通させるのかを判断するために使うシステムです。脳出血を判断するシステムというのは、今のところ存在しません。
- 委員 2週間で消すというのは気になります。1年間とか蓄積するなど、それを治療データとして蓄積するとかの考えはないのですか。
- 情報戦略課 2週間で消すというのは、解析システムの中にあるデータを消すという意味です。解析結果は全て PACS の方で保存されますので、後日見ることは可能です。
- 委員 医者が論文を書くときのためにデータを使う場合について、何か記載しておく必要があるのではないですか。
- 情報戦略課 学会等、論文でデータを使うときは、匿名化することになっています。
- 委員 ここでは触れなくても良いのですか。
- 情報戦略課 一般的に、このシステムに限らず、臨床データを研究対象にするときは、倫理委員会を通した上で、全て匿名化して外部には個人情報を出さないとする前提になっております。
- 委員 それは病院の中の決まりごとだと思いますが、個人情報保護審議会で取り扱うべきではないのでしょうか。
- 委員 ガイドラインなどに入っているということですね。
- 情報戦略課 はい。
- 事務局 今回の諮問は、治療に限ったことですので、まさに目的の範囲内の使用とい

うことです。研究目的に使用するという諮問ではございません。委員がご指摘されたことに関しましては、目的外利用に当たりますので、実際にそういう要望が出てくれば、当審議会で既に諮問をいただいております類型の中で、まずは判断していくことになります。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。神戸市民病院機構における脳梗塞の治療において、脳画像解析システムを導入することは、脳画像中の異常領域のマッピング表示や体積の算出等により、検査画像を定量的に評価することができ、治療対象部位の迅速な確認と治療に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

⑥公的健診等受診者の眼底検査結果収集による医学的効果の実証について

地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸アイセンター病院事務局経営管理課から、公的健診等受診者の眼底検査結果収集による医学的効果の実証に伴う個人情報の電子計算機処理について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 この図にあります装置ですが、これは新しいものなのですか。

○アイセンター病院事務局 そうです。私どもの病院ではこれを2台持っております。

○委員 この装置を導入している病院はまだ少ないのですか。

○アイセンター病院事務局 そういうわけではありません。ですが、やはり健診の場では行われていないです。さきほどの説明でも述べましたが、健診では中心部だけを診ることが多く、周辺部はほとんど診ることはありません。眼科で普通に受診した場合は隅々までスリットと呼ばれる光を当てて周辺部を診ていきます。健診で簡単にざっと診るという機械がこちらです。緑内障や黄斑変性など、外側から始まる病気が多いのですが、そこで気づかず、中心部まで広がってから病気が発覚するということが多いので、それを事前にキャッチアップしていきたいというのが、今回の趣旨です。

○委員 データ収集のところまででよいのですか。

○アイセンター病院事務局 今回のスキームに関しては、まずはデータを取るところまでです。この機械

は比較的広い範囲を撮影できるので、この機械だからここまで確認できたという割合を出すことができます。ただ、撮った画像を使って、例えば画像を機械学習にかけるとか、いろんな研究テーマがこれから発生するだろうと考えられるので、そこについては二次利用ということで同意書に中身を入れております。

○委員 個人情報保護の諮問ということでは、データを集めるところまでという理解でよいですか。

○アイゼンター病院事務局 その通りです。

○委員 わかりました。

○委員 他にご意見がないようでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

公的健診等の受診者のうち、同意を得られた方を対象に、超広角眼底撮影装置による眼底検査を行い、撮影結果を分析して、超広角眼底撮影装置による眼底疾患の早期診断の医学的な有効性を検証することは、健康診断等の機会を通して市民の眼科疾患の早期発見、重症化防止に寄与するものであり、公益に資すること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の結論としては、妥当といたしたいと思います。

## (2) その他

処理システムへの情報項目の追加について（報告）

事務局から、処理システムへの情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）第 1 項関連の「個人情報を電子計算機処理することについて」類型 4 に基づき、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 （質問等なし。）

○委員 それでは、これをもちまして、第 91 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。